

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例及び 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

平成 30 年 6 月に食品衛生法（以下「法」という。）が改正されたことから、食品衛生法施行条例（以下「県条例」という。）及び食品衛生法の施行に関する規則（以下「県規則」という。）の関係条文を改正したものの。

[食品衛生法改正の概要] ※末尾（ ）内は施行日

- ① 営業許可業種が現行の 34 業種から 32 業種に改編、新たに届出制度が創設
(令和 3 年 6 月)
- ② 食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置（以下「管理運営基準」という。）が食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）で規定（令和 2 年 6 月。令和 3 年 5 月まで移行期間）
- ③ 都道府県で定めるべき施設基準を参酌基準として省令で規定（令和 3 年 6 月）

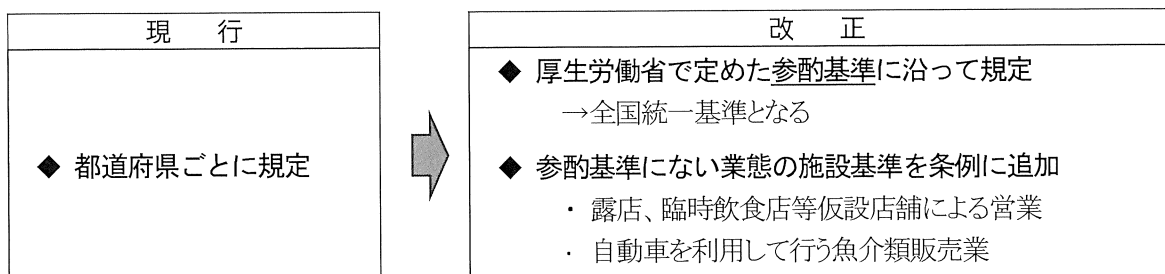
2 県条例及び県規則の主な改正点

(1) 管理運営基準の削除

各都道府県等で定めていた管理運営基準が、全国統一基準として省令で定められたため、当該条文を削除した。

(2) 施設基準の改正

各都道府県で定めていた施設基準について、全国の標準化を図るため、省令に参酌すべき統一基準が示された。このことを受け、県条例及び県規則を省令の参酌基準に対応するとともに、参酌基準に定めがない業態（これまで本県で施設基準を定めていたもの）についても、県条例に定めた。



※ 施設基準の主な改正点のうち、新たに事業者に対応を求める事項

- ・ 手指洗浄設備の水栓による手指の再汚染防止構造の新設
- ・ 冷凍設備への温度計の設置
- ・ 清掃作業内容を掲示するための設備の設置

(3) 食品営業許可手数料の改定

食品営業許可業種の改編や管理運営基準及び施設基準の変更に伴い、許可申請時の審査項目が増加することなどから、手数料を改定した。

(4) その他の規定の整備

食品営業届出の受付に係る事務を保健所長に委任した[※]ほか、県規則で定めていた営業許可の申請等に関する規定及び申請等様式について、省令に新たに定められたことや全国統一の様式が厚生労働省から示されたことから、該当する部分を整理した。

3 施行期日

令和3年6月1日（上記(4)※のみ令和3年4月1日）